

# 行田市斎場利用案内

行田市斎場をご利用にあたりまして、本内容をご理解いただき、これを順守されますようお願いいたします。

## 1 利用時間

### (1) 火葬室、待合室

午前9時から午後4時30分まで

### (2) 式場

通夜を行う場合

午後5時から午後8時まで

告別式を行う場合

午前9時から午後4時30分まで

### (3) 法要ホール

午前9時から午後4時30分まで

式場を通夜に利用する場合

午後5時から午後10時まで

## 2 休業日

1月1日、1月2日、友引の日

※告別式準備や通夜を行う場合の式場の休業は1月1日、1月2日、12月31日

※友引の日は、告別式準備や通夜の利用は可能であり、利用時の事務所の開場は午後1時からとなります。

## 3 使用料

種 別	単位	使 用 料		使用時間	
		市 民	市民以外		
火葬室	12歳以上の遺体	1体	10,000円	70,000円	
	12歳未満の遺体	1体	5,000円	50,000円	
	死産児	1体	3,000円	15,000円	
	手術肢体及び胞衣汚物	1個	1,500円	3,000円	
	改葬	1体	2,000円	20,000円	
待合室	洋室	1室	3,000円	6,000円	3時間
式場	通夜・告別式セット	1回	35,000円	80,000円	各3時間
	告別式	1回	15,000円	30,000円	3時間
法要ホール	通夜	1回	10,000円	24,000円	3時間
	告別式	1回	6,000円	12,000円	3時間
霊安室	遺体保冷庫	1回	4,000円		24時間
	超過利用	1回	1,000円		6時間

## 備考

- (1) この表の市民欄の金額は、次にあげる場合に適用する。
  - ア 利用に係る死亡者が、死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
  - イ 利用に係る死亡者の葬儀を執行する親族が、申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
  - ウ 利用に係る死産児の父又は母が、本市の住民基本台帳に記録されている場合
- (2) 手術肢体及び胞衣汚物の1個の大きさは、幅が40cm以内とする。
- (3) 霊安室は、備考(1)に定める場合であって、火葬室の利用の許可を受けたときに限り使用することができる。  
※使用料は条例により定められています。斎場職員に対する「お清め」や「志」などの心づけは、かたくお断りします。

## 4 利用手続

- ・利用を希望される場合は、斎場予約システムで申し込みしてください。
- ・死亡届の提出と斎場利用許可の申請を行い、利用許可証の交付を受けてください。
- ・使用料は前払です。
- ・予約後、速やかに(遅くとも利用開始の24時間前までに)斎場予約確認書を行田市斎場にFAXしてください。
- ・棺の大きさは、高さ54cm以内、幅64cm以内、長さ197cm以内です。

## 5 予約システムでの留意点について

- ・式場利用で仏式の方は「式場(仏式祭壇のみ)」、「式場(全祭壇)」の利用が可能です。どちらも空いている場合は「式場(仏式祭壇のみ)」を優先してお取りください。
- ・式場利用で仏式以外の方は「式場(全祭壇)」をお取りください。祭壇や備品、厨子などを利用しない葬儀(例:設置の祭壇を使用せず花祭壇で執り行う場合やすべての備品等を持ち込む場合など)は「式場(仏式祭壇のみ)」をお取りいただくことも可能です。
- ・友人葬もしくは日蓮正宗の場合、日蓮正宗祭壇となりますが、仏式祭壇に厨子をお貸しするだけになります。キリスト教の場合、専用の祭壇はございません。
- ・式場利用の場合は火葬時に法要ホールをご利用いただきますので、待合室を選択してもご利用できません。
- ・待合室2部屋利用をご希望の場合は、市民課までご連絡下さい。
- ・式場利用の霊安室出庫時間は午後5時もしくは火葬予約時間の30分前の固定表示となっておりますので、備考に希望時間を入力願います。
- ・「問い合わせの際の回答可否」で「回答不可」を選択いただくと、行田市斎場に予約の有無や開式時間、弔電など問い合わせがあっても「予約は入っていない」と回答します。
- ・骨葬での利用は、行田市斎場で火葬を行った場合のみとします。告別式のみ利用とし、午後2時までには返却をお願いします。通夜式としての利用はできませんのでシステムに詳細を入力いただいても対応できません。  
当日火葬して骨葬を行う場合は、システムが連動していませんので、告別式当日の午前9時30分火葬の予約を取ってください。前日の通夜式の利用も可能です。  
午前10時以降の対応はできませんので予約をキャンセルさせていただきます。
- ・予約の詳細は予約システム⇒トップページ右上の「マニュアル」をご確認ください。

## 6 火葬について

### (1) 副葬品について

火葬の際、棺の中に副葬品が入っていると、火葬時間の延長や有害物質の発生、火葬炉の損傷などが発生するおそれがあります。

下記のものは、棺の中に入れてないよう、ご理解ご協力をお願いします。

ドライアイス ・ ガラス製品（酒びん・花びん等）・ 金属製品（硬貨等他）  
プラスチック製品（めがね等）・ 毛布、布団等（化学繊維のもの）・ 果物  
多量の生花 ・ 本、雑誌類 ・ 缶詰類 ・ ライター ・ スプレー 等

### (2) 火葬の流れ

火葬は、斎場到着（受入）、告別、火葬、収骨、退場の順に行います。

#### ア 到着

- ・ 出棺の際に必ず斎場に連絡をしてください。
- ・ 到着後速やかに「埋火葬許可証」「利用許可証」を斎場職員に提出してください。
- ・ 写真、位牌、骨壺、生花等を斎場職員にお渡しください。
- ・ 棺の運搬台車への載せ換えにあたり、ご協力をお願いします。

#### イ 告別

- ・ 告別ホールにおいて、最後のお別れをしていただきます。
- ・ 炉前に移動していただき、入炉に立ち会っていただきます。

#### ウ 火葬

- ・ 故人様の体格等により、火葬時間は前後します。
- ・ 入炉後、待合室に移動していただきます（待合室予約済の場合）。
- ・ 収骨時間が分かり次第お伝えします。準備が整いましたら、改めて収骨を始めることをお伝えしますので、収骨室に移動していただきます。

#### エ 収骨

- ・ 収骨室において、収骨をしていただきます。収骨後に、埋火葬許可証をお返しします。
- ・ 眼鏡などを骨壺に収めたい場合は、事前に斎場職員に申し出てください。切断した身体の一部を収めることも可能ですが、身体の一部が入っていた骨壺はお持ち帰りください。
- ・ 全骨収骨を基本としていますが、事情により一部しかお持ち帰りいただかない場合は、部分収骨同意書をお渡しますので、斎場職員に申し出てください。なお、全てのお骨を引き取ることはできませんのでご了承ください。

※「埋火葬許可証」は、墓地等への納骨時に必要となる書類です。紛失しないよう十分にご注意ください。

#### オ 退場

- ・ 以上で火葬は終了となります。

### (3) 分骨

分骨を行う場合は、事前に連絡してください。

斎場で分骨証明申請書を発行します。分骨証明書は本市で発行しますので、本市開庁時間内に火葬許可証と分骨証明申請書をお持ちください。

分骨証明は、当斎場にて収骨時に分骨された場合のみ発行します。それ以外では発行いたしかねますので、ご注意ください。

分骨証明申請書では分骨はできませんので、必ず本市にて手続きを行ってください。

#### (4) 火葬時刻

- ・火葬時刻は下記のとおりです。  
火葬時刻は火葬炉の点火時間、受入時間は告別ホール前玄関への到着時間です。

火葬時刻	午前 9 時 3 0 分	午前 1 0 時 0 0 分	午前 1 0 時 3 0 分
受入時刻	午前 9 時 0 0 分	午前 9 時 3 0 分	午前 1 0 時 0 0 分
火葬時刻	午後 0 時 3 0 分	午後 1 時 0 0 分	午後 1 時 3 0 分
受入時刻	午後 0 時 0 0 分	午後 0 時 3 0 分	午後 1 時 0 0 分

- ・受入時間よりも早く到着された場合や前の時間帯の方が遅れている場合などは、お車や待合ロビーでお待ちいただくことがあります。
- ・火葬時刻を過ぎてしまうと進行に支障が出ますので時間厳守とし、余裕をもった日程を組んでください。事情により遅れる場合は必ず斎場に連絡をお願いします。
- ・到着が遅れる場合は、順番が前後することやお別れ時間の短縮または直接、火葬炉へお納めいただく場合があります。また、霊柩車と一緒に到着されず、火葬時刻を超える場合などは、全員の到着を待たずに火葬炉へお納めいただく場合があります。いずれの際もご葬家には葬祭業者様からお伝えいただきご理解をいただきますようお願いいたします。

#### 7 待合室について

- (1) 待合室は4室あり、各部屋の定員は36名（テーブル6卓・椅子各6脚）です。
- (2) 準備は、火葬時刻の1時間30分前からとします。  
チェック用紙と名札をお渡ししますので、事務所にお越しく下さい。  
前の使用者がいる場合は斎場職員の確認後からとします。
- (3) 利用後は、テーブルや床の清掃（汚れた箇所は水拭き）を行い、備品を元の位置に戻してから斎場職員に確認を取ってください。  
※ほうきやモップ、台ふきなどはパントリーにありますのでお使いください。  
お持込みになられた飲食物、ゴミ等は全てお持ち帰りください。
- (4) 収骨終了後は利用することができませんのでご了承ください。
- (5) 利用人数が多い場合は2部屋利用も可能ですが、1日1組のみとします。  
予約の際にお伝えください。
- (6) 待合ロビーでの食事はできません
- (7) 多目的室は、着替えや短時間の打合せ、体調不良者の休憩などの利用を目的としていますので、火葬待機としての利用はできません。

#### 8 式場及び法要ホールについて

- (1) 式場は2室あり、各式場は72席で、祭壇を常設しています。厨子や神式用の祭壇の準備もありますが、1セットのみであるため、予約を調整させていただく場合があります。
- (2) 法要ホールは2室あり、各ホールには72席あります。
- (3) 式場と法要ホールは、原則一括での貸出しです。食事は法要ホールをご利用ください。式場控室での食事はできません。
- (4) 式場利用前にマイクと祭壇照明スイッチをお渡ししますので、事務所にお越し

ください。

チェック用紙は告別式当日にお渡ししますので、当日も事務所にお越しく下さい。

- (5) 式場の通夜準備は、午後2時以降かつ斎場職員の式場確認後からとします。  
前の使用者が式場ロビー及び式場控室を使用している場合の準備は式場室内に限り、式場ロビーの準備及び式場控室の利用は午後3時以降かつ前の使用者の収骨終了後からとします。
- (6) 式場ロビーにメモリアルコーナー(写真展示等)を設置して生花等を置く場合は、養生を行ってください。また、幅や高さが大きい場合、縮小・移動・撤去を行っていただく場合がありますので、斎場職員の指示に従ってください。  
供物、盛籠、提灯、灯籠又はこれに類するものは設置できません。
- (7) 法要ホールの準備は、通夜開始時刻及び告別式開始時刻の2時間前からとします。ただし、告別式が午前10時以前の場合は午前8時以降からとします。  
チェック用紙は告別式当日にお渡ししますので、事務所にお越しく下さい。
- (8) 式場の通夜利用は午後5時から午後8時まで、法要ホールの利用は通夜開始時刻及び告別式開始時刻から3時間以内です。午後8時には式場を施錠しますので、それ以降も滞在される場合は法要ホールへご移動ください。  
告別式当日の準備は午前8時以降からとします。
- (9) 利用後は、テーブルや床の清掃を行い、備品を元の位置に戻してから斎場職員に確認を取ってください。  
花入れを行った箇所及び生花等を設置した箇所は水拭きを行ってください。  
※ほうきやモップなどは第二式場裏のロッカーにありますのでお使いください。  
お持込みになられた飲食物、ゴミ等は全てお持ち帰りください。
- (10) 式場利用の場合、待合室を追加で利用することはできません。
- (11) 骨葬での利用は、行田市斎場で火葬を行った場合のみとします。  
告別式のみ利用とし、午後2時までには返却をお願いします。通夜式としての利用はできません。  
当日火葬して骨葬を行う場合は、火葬時刻9時30分枠のみ対応可能とし、前日の通夜式の利用も可能です。

## (12) 留意事項

以下に掲げることにご留意ください。

- ・式場利用の場合は、火葬時刻10時30分以降、告別式を行う場合は開始時刻9時以降でお願いします。
- ・祭壇及び仏具に触れる際には白手袋を着用してください。
- ・祭壇上に果物等を設置される際には敷物(半紙等)を敷いてご利用ください。
- ・祭壇を設置しているステップ上に乗る際には靴を脱いでください。
- ・抹香や香炭、アルコールランプ(φ4.5cm)は各自でご用意ください。
- ・斎場に弔電および供花の問い合わせが多く寄せられますので、利用者様には各葬祭業者様の会社名や式を執り行うホール等をお伝えいただきますようお願いいたします。

## (13) 禁止行為

以下に掲げる行為を禁止します。

- ・祭壇上及び祭壇を設置しているステップ上に「遺影・供物以外」の生花その他を設置すること。
- ・法要ホールに生花等を飾り付けること。
- ・ろうそくの使用、水を利用した飾りつけを行うこと。
- ・設置されている設備以外の音響機器や拡声器、冷暖房機器などを持ち込むこと。
- ・花輪、テント等を使用すること。
- ・案内スタンド看板を指定場所(法要ホール前、式場前)以外へ設置すること。
- ・施設や備品に、くぎ、画鋲、粘着テープ、両面テープ等を使用すること。

## 9 霊安室について

- (1) 搬入時間は、休業日を除く午前9時から午後4時30分までの間で対応します。予約後に、斎場と調整してください。
- (2) 搬入前に事務所に「利用許可証」を提出してください。
- (3) 面会も上記の時間で対応しますので、事前に斎場と調整してください。面会の際には、トラブル防止のため、必ず葬祭業者様の立ち合いをお願いします。なお、友引の日で告別式準備や通夜の利用がある場合は、面会の対応が可能ですので、前日までに斎場に確認してください。
- (4) 搬入、搬出にあたり、読経等の儀式はできません。
- (5) 棺は必要に応じて汚汁漏れ、臭気漏れ対策の措置を施してください。
- (6) 一類感染症等のご遺体はお預かりできません。

## 10 その他

### (1) 車椅子

- ・貸出用の車椅子があります。ご自由にお使いください。

### (2) 盲導犬等

- ・盲導犬、介助犬、聴導犬等を同伴する際は、事前に斎場にお知らせください。
- ・ペットの同伴はできません。

### (3) 禁止行為

以下に掲げる行為を禁止します。

- ・施設を汚損し、または損傷すること。
- ・大声や騒音その他施設利用者の迷惑になるような行為をすること。
- ・正当な理由がなく立入りを禁止した場所に立入ること。
- ・凶器、爆発物その他危険物を持ち込むこと。
- ・共有スペース(式場、式場控室、法要ホール、待合室以外)で写真、ビデオ等の撮影を行うこと。
- ・施設内(駐車場を含む)で喫煙すること。
- ・斎場入口表示板に看板を掲げること。
- ・施設内(駐車場を含む)で「納棺」を行うこと。
- ・その他管理者が不適當であると認める行為をすること。

### (4) 駐車場

- ・乗用車108台、マイクロバス3台、障がい者用3台
- ・駐車場内での事故・盗難等につきまして、斎場では責任を負いかねますので、十分注意してください。
- ・アイドリングストップにご協力ください。
- ・駐車場に限りがありますので、乗り合わせでのご利用をお願いします。
- ・会葬者数が多い場合は交通誘導員の配置をお願いします。ただし、駐車場所を確保するなど優先的な扱いは禁止します。

(5) アクセス



最寄り駅

J R 高崎線 吹上駅から車で約 10 分

タクシー 料金目安 1,800 円ほど

バス 料金目安 250 円 最寄りバス停 佐間団地 斎場まで徒歩で約 15 分

11 問合せ先

〈 施設の使用について 〉

行田市斎場 〒361-0032 行田市大字佐間 1751 番地

連絡先 TEL、FAX : 048-559-1996

〈 予約について 〉

行田市市民課 〒361-8601 行田市本丸 2 番 5 号

連絡先 TEL : 048-556-1111 FAX : 048-550-1241

令和 8 年 4 月 1 日 作成